

パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する 技術上の基準を定める件

平成十六年五月三十一日
消防庁告示第十二号

【改正経過】

平成二十八年一月二十九日 消防庁告示第二号

必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十六年総務省令第九十二号）第一条第二項の規定に基づき、パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を次のとおり定める。

第一 趣旨

この告示は、パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定めるものとする。

第二 用語の意義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 I型 第五及び第六においてI型として定める性能を有するパッケージ型消火設備をいう。
- 二 II型 第五及び第六においてII型として定める性能を有するパッケージ型消火設備をいう。
- 三 浸潤剤等 消火薬剤の性能を高め、又は性能を改良するために用いる浸潤剤、不凍剤等をいう。
- 四 消火薬剤貯蔵容器等 消火薬剤を貯蔵する容器、加圧用ガス容器及びこれらに付属する部品をいう。

第三 パッケージ型消火設備を設置することができる防火対象物の要件

パッケージ型消火設備は、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）第十一条第一項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる防火対象物又はその部分のうち、令別表第一(一)項から(十二)項まで若しくは(十五)項に掲げる防火対象物又は同表(十六)項に掲げる防火対象物の同表(一)項から(十二)項まで若しくは(十五)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分（指定可燃物（可燃性液体類に係るものを除く。）を危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四で定める数量の七百五十倍以上貯蔵し、又は取り扱うものを除く。）であって、次に掲げるもの（地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。）に設置することができるものとする。

- 一 次の(一)又は(二)に掲げる区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定めるもの

(一) I型 次に掲げるもの

イ 耐火建築物にあっては、地階を除く階数が六以下であり、かつ、延べ面積が三千平方メートル以下のもの

ロ 耐火建築物以外のものにおいて、地階を除く階数が三以下であり、かつ、延べ面積が二千平方メートル以下のもの

(二) II型 次に掲げるもの

イ 耐火建築物にあっては、地階を除く階数が四以下であり、かつ、延べ面積が千五百平方メートル以下のもの

ロ 耐火建築物以外のものにおいて、地階を除く階数が二以下であり、かつ、延べ面積が千平方メートル以下のもの

二 前号に掲げるもののほか、平成十六年消防庁告示第十三号（必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第二条第二項の規定に基づくパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準）の規定によりパッケージ型自動消火設備を設置している防火対象物又はその部分のうち、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十三条第三項各号に掲げる部分

第四 設置及び維持に関する技術上の基準

パッケージ型消火設備は、次の各号に定めるところにより、設置するものとする。

一 防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離がⅠ型にあっては二十メートル以下、Ⅱ型にあっては十五メートル以下となるように設けること。

二 防護する部分の面積は、Ⅰ型にあっては八百五十平方メートル以下、Ⅱ型にあっては五百平方メートル以下とすること。

三 四十度以下で温度変化が少ない場所に設けること。

四 直射日光及び雨水のかかるおそれの少ない場所に設けること。

五 消火薬剤貯蔵容器の直近の見やすい箇所に赤色の灯火及びパッケージ型消火設備である旨を表示した標識を設けること。

第五 パッケージ型消火設備の一般性能等

パッケージ型消火設備の性能は、次の各号に定めるところによる。

一 確実に作動するものであり、かつ、取扱い、点検及び整備が容易にでき、耐久性を有するものであること。

二 各部分は、良質の材料で造るとともに、充填した消火薬剤に接触する部分を当該消火薬剤に侵されない材料で造り、又は当該部分に耐食加工を施し、かつ、外気に接触する部分を容易にさびない材料で造り、又は当該部分に防錆^{せい}加工を施すこと。

三 部品は、機能に異常を生じないよう的確に、かつ、容易に緩まないように取り付けること。

四 消火薬剤貯蔵容器等の容器弁又は放出弁は、手動で容易に開閉できるものであること。

五 消火薬剤貯蔵容器等の規格は、消火器の技術上の規格を定める省令（昭和三十九年自治省令第二十七号）第十一条から第十四条まで、第二十四条から第二十九条まで、第三十三条及び第三十六条に規定する規格の例によること。

六 ノズル開閉弁は、開閉方向が表示されているものであること。

七 ノズルは、棒状放水ができるもの又は棒状放水と噴霧放水の切換えができるものであること。

八 ホースの長さは、Ⅰ型にあっては二十五メートル以上、Ⅱ型にあっては二十メートル以上とすること。

九 ホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリールは、移動式の不活性ガス消火設備等のホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリールの基準（昭和五十一年消防庁告示第二号）に適合するものであること。

第六 放射性能

パッケージ型消火設備の放射性能は、次の各号に定めるところによる。

- 一 作動後すみやかに消火薬剤を放射できるものであること。
- 二 放射時間は、温度二十度において、I型にあつては二分以上、II型にあつては一分三十秒以上とすること。
- 三 放射率は、次の表の上欄に掲げる消火薬剤の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区分に応じた率以上の率とすること。

消火薬剤の種類	放射率（リットル／分）	
	I型	II型
強化液	四十	四十
第一種機械泡	四十	
第二種機械泡	二十四	
第一種浸潤剤等入り水	四十	
第二種浸潤剤等入り水	二十四	
第三種浸潤剤等入り水	十六	

四 充填された消火薬剤の容量又は質量の九十パーセント以上の量を放射できるものであること。

五 放射距離は、棒状で放射した場合において、十メートル以上であること。

第七 消火薬剤の種類及び貯蔵量

パッケージ型消火設備に使用する消火薬剤の種類及び貯蔵量は、次の各号に定めるところによる。

- 一 消火薬剤の種類は、第八第一号に定める強化液、第八第二号に定める第一種機械泡若しくは第二種機械泡又は第八第三号に定める第一種浸潤剤等入り水、第二種浸潤剤等入り水若しくは第三種浸潤剤等入り水とすること。
- 二 消火薬剤の貯蔵量は、次の表の上欄に掲げる消火薬剤の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区分に応じた量以上の量とすること。

消火薬剤の種類	消火薬剤の貯蔵量（リットル）	
	I型	II型
強化液	二百	六十
第一種機械泡	二百	
第二種機械泡	百二十	
第一種浸潤剤等入り水	二百	
第二種浸潤剤等入り水	百二十	
第三種浸潤剤等入り水	八十	

第八 消火薬剤の性能等

パッケージ型消火設備に使用する消火薬剤の性能等は、次の各号に定めるところによる。

- 一 強化液は、アルカリ金属塩類を含有する水溶性の消火薬剤で、次に適合するものとする。
 - (一) 著しい毒性又は腐食性を有しないものであって、かつ、著しい毒性又は腐食性のあるガスを発生しないものであること。
 - (二) 結晶の析出、溶液の分離、浮遊物又は沈殿物の発生その他の異常を生じないものであること。
 - (三) 浸潤剤等を混和し、又は添加する場合にあつては、消火薬剤の性状又は性能に悪影響を与えない浸潤剤等を使用すること。

(四) 腐敗、変質等のおそれのないものであること。

(五) アルカリ性反応を呈すること。

(六) 凝固点が零下二十度以下であること

(七) 第四号の試験に適合すること。

二 第一種機械泡及び第二種機械泡は、化学反応によらず消火効果を有する泡を生成する水溶性の消火薬剤で、前号(一)から(四)まで及び(七)に定めるもののほか、次に適合するものとする。

(一) 放射される泡は、耐火性を持続することができるものであること。

(二) 水溶液又は液状若しくは粉末状のものであること。この場合において、液状又は粉末状の消火薬剤にあっては、水に溶けやすいものであること。

(三) 温度二十度の消火薬剤を充填した発泡用消火器を作動させた場合において放射される泡の容量が消火薬剤の容量の五倍以上であり、かつ、発泡前の水溶液の容量の二十五パーセントの水溶液が泡から還元するために要する時間が一分以上であること。

(四) 凝固点は、使用温度の下限值未満であること。

三 第一種浸潤剤等入り水、第二種浸潤剤等入り水及び第三種浸潤剤等入り水は、浸潤剤等を含有する水溶性の消火薬剤で、第一号(一)から(四)まで及び(七)並びに前号(四)の規定に適合するものとする。

四 消火薬剤の性能に関する試験は、(一)から(七)までに定めるところにより、その判定は(八)の規定により行うこと。

(一) 消火薬剤の量、試験用消火器の容量及び消火薬剤の放射時間は、次の表の第一欄に掲げる消火薬剤の種類に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる量、同表の第三欄に掲げる容量及び同表の第四欄に掲げる時間とすること。

消火薬剤の種類	消火薬剤の量 (リットル)	試験用消火器の容量 (リットル)	消火薬剤の放射時間 (秒)
強化液	五・〇	六・〇～七・五	四十
第一種機械泡	五・〇	六・〇～七・五	四十
第二種機械泡	三・〇	三・六～四・五	三十五
第一種浸潤剤等入り水	五・〇	六・〇～七・五	四十
第二種浸潤剤等入り水	三・〇	三・六～四・五	三十五
第三種浸潤剤等入り水	二・〇	二・四～三・〇	三十

(二) 別図に示す模型を用いること。

(三) 試験用消火器は、試験を行う消火薬剤を充填した棒状ノズルの蓄圧式消火器を使用すること。

(四) 燃焼なべに、三・〇リットルのノルマルヘプタンを入れ点火すること。

(五) 点火してから三分後に、試験用消火器から消火薬剤を放射し、消火を開始すること。

(六) 無風の状態（風速〇・五メートル毎秒以下の状態をいう。）において行うこと。

(七) 温度二十度の状態において行うこと。

(八) 消火薬剤の放射が終了した時に炎が認められず、かつ、放射が終了してから二分を経過するまでの間に再燃しない場合に、この試験に適合するものと判定すること。

五 消火薬剤は、希釈、濃縮、固化、吸湿、変質その他の異常を生じないように、容器に封入すること。

六 消火薬剤の容器（容器に表示することが不適當な場合にあつては、包装）には、次に掲げる事項を記載した簡明な表示をすること。

- (一) 「消火設備用消火薬剤」の文字
- (二) 消火薬剤の種類
- (三) 消火薬剤の容量又は質量
- (四) 腐食性
- (五) 取扱い上の注意事項
- (六) 製造年月
- (七) 製造者名又は商標
- (八) 型式番号

第九 表示

パッケージ型消火設備には、次の各号に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示するものとする。

- 一 「パッケージ型消火設備」である旨
- 二 消火薬剤の種別
- 三 使用温度範囲
- 四 最高使用圧力
- 五 放射時間
- 六 製造年月
- 七 型式記号
- 八 取扱い上の注意事項
- 九 取扱い方法
- 十 製造者名又は商標

附 則

この告示は、平成十六年六月一日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別 図

